

市有財産(土地)を売却します



●3月5日(月)午前10時(受け付けは午前9時30分から) 所下関港国際ターミナル3階港湾局会議室(東大和町一丁目)
 ①物件=観音崎町13番2/雑種地338平方メートル ②最低入札価格=1,970万5,000円 ③入札参加資格=地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない方 ※入札で不落となった場合、平成30年5月7日(月)から最低入札価格にて先着順で売却申請を受け付け ④印鑑(実印)、入札保証金(入札前に入札金額の100分の5以上の納付が必要)、収入印紙200円、黒ボールペンか万年筆 ⑤入札当日に、入札会場で参加申込書を記入し提出
【現地説明会】
 ⑥2月19日(月)午前10時30分～11時 ※購入希望の場合、原則、現地説明会に参加をお願いします
 所港湾局施設課(☎231-4173)

山口県よろず支援拠点による出張相談

①2月14・27日 午前10時～午後4時 所市役所上田中町庁舎3階第一会議室 ②4事業者(先着順) ③前日までに、電話で山口県よろず支援拠点(☎083-922-3700)へ。 ④国産業振興課(☎232-7214)

各種改修工事を行った住宅の固定資産税の減額制度について

①耐震改修工事を行った住宅 ②昭和57年1月1日以前から建っている住宅で、平成30年3月31日までに、建築基準法で定める現行の耐震基準に適合する耐震改修工事(工事費50万円超え)を完了するもので、建築士、指定確認検査機関登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかの者による証明を受けていること ③減額される固定資産税の額は、住

宅一戸当たりの居住床面積120平方メートルまでが2分の1です。※耐震改修に併せて長期優良住宅の認定を受けた場合は、3分の2です

②バリアフリー改修工事を行った住宅 ③65歳以上の方、要介護認定が必要支援認定を受けている方、障害者の方が住んでいる住宅のうち、新築後10年以上経過した専用住宅、併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上の住宅で、平成30年3月31日までに、廊下か出入口の

拡張、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化のいずれかの工事(工事費50万円超え)が完了するもの ④減額される固定資産税の額は、住宅一戸当たりの居住床面積100平方メートルまでが3分の1です。
 ③省エネ改修工事を行った住宅 ④平成20年1月1日以前から建っ

ている専用住宅、併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上)で、平成30年3月31日までに窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修工事(工事費50万円超え)が完了するもの ⑤減額される固定資産税の額は、住宅一戸当たりの居住床面積120平方メートルまでが3分の1です。※省エネ改修に併せて長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2です
 ⑥工事完了日から3カ月以内に、

①は耐震改修の証明、領収書などを、②は領収書、工事明細書、改修前後の写真、介護保険で認定を受けている方は介護保険の被保険者証の写し、障害者の方は障害者手帳などの写し、補助金などを受けている場合は、内容を確認できる書類などを、③は、熱損失防止改修工事の証明書、領収書、補助金などを受けている場合は、内容を確認できる書類などを持参して資産税課へ申告を。※いずれも減額期間は1年度のみです
 所資産税課(☎231-1473)

2月の献血

●10日(土)午前10時～正午、午後1時15分～4時/ゆめシティ ※「私たちの献血キャンペーン」(記念品・啓発資料の配付など)を実施
 ●22日(木) 午後1時30分～4時 /豊田総合支所
 ※全日程400ml献血限定
 所保健総務課(☎231-1426)

平成29年分確定申告のお知らせ

●申告・納付期限
 ▷所得税・復興特別所得税・贈与税=3月15日(木)
 ▷個人事業者の消費税・地方消費税=4月2日(月)
 ●申告は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)が便利
 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると、自動計算で所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成でき、そのまま「e-Tax(電子申告)」を利用して提出するか、紙に印刷して提出できます。※確定申告に必要な用紙(申告書・決算書・収支内訳書や医療費控除の明細書など)は国税庁ホームページから入手できるほか、税務署、市役所、各総合支所に設置
 ●確定申告が必要な方
 ▷事業(商業、工業、農業、医業、漁業など)所得や不動産(地代、家賃)所得などがある方で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える方 ▷土地、建物などを譲渡した方 ▷給与収入が年間2,000万円を超える方 ▷年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える方など ※公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告書の提出は不要。ただし、住民税の申告が必要な場合あり

●確定申告会場のお知らせ

平成29年分の所得税、復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告会場は、海峡メッセ下関4階イベントホール(豊前田町三丁目/駐車場は有料)です。
 ①2月16日～3月15日 ※土・日曜日を除く ▷受付時間=午前9時～午後4時 ※2月15日(木)以前は、申告会場は設置していません。下関税務署(竹崎町四丁目)の通常窓口で相談を行います。限られたスペース、人員での対応のため長時間待つ場合があります。※期間中は、下関税務署での相談は受け付けていませんが、申告書の提出はできます。海峡メッセ下関会場での納税はできません

●マイナンバー制度について

平成29年分の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。提出時には、マイナンバーカードの提示、持っていない方は、番号確認書類(通知カード、マイナンバーが記載された住民票など)と身元確認書類(運転免許証、パスポートなど)の両方の提示が写しの添付が必要です。

●確定申告等に関する問い合わせ先

確定申告の一般的な問い合わせは、下関税務署(☎222-3441)をダイヤル後、音声案内に従い「0」番を選択してください。

